松山市内の事業所必見！

愛媛県　奨学金　登録企業　IT

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）登録企業募集

中核産業人材確保奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）について

IT スキルを有する方の県内（市内）企業への定着やUIJターン就職を促進するため愛媛県、松山市と県内（市内）企業が協力して、奨学金の返還を助成する制度です。

企業のメリット

●IT スキルを有する人材へのアピールのチャンス！（県 HP や教育機関等への配布資料に企業情報を掲載）
●採用後の定着を促進！（就業継続が助成の条件　最長7年間）
●登録無料！（助成対象者の採用が無い場合は負担無し）

制度概要

助成対象者	■ 本制度の対象となる者（助成対象者）は以下（1）～（3）の全ての要件を満たし、愛媛県の認定を受けている者とします。 （1） 日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受け、対象期間（10月～翌年9月）に奨学金を返還している又は返還を予定している者 （2） 情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している者 ※レベル2：基本情報技術者試験　レベル3：応用情報技術者試験 レベル4：ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験　等 （3） 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する者又は既卒者であって登録企業への就職を希望する者（申請時点において、登録企業に雇用されている者を除く。）
対象企業	■ 助成対象者を正社員として雇用する企業で、次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす企業 （1） 愛媛県内に主たる事業所を有する企業 （2） 助成対象者を県内の事業所等に在籍させる企業 （3） 助成対象者を県内の事業所等で在籍させることを条件に雇用する企業 ※企業の業種は問いません
登録企業の要件	（1） 助成対象者を正社員として雇用した場合、1年間の奨学金返還実積（10月分～翌年9月分）ごとに、助成額の1／2に相当する額を基金へ出捐することを確約できること （2） 本制度を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること （3） 助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること （4） 助成対象者の報告等、県との連携体制を構築できること （5） 本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業以外の目的以外には一切使用しないこと
企業負担	助成対象者を正社員として雇用し、同者が10月～翌年9月までの1年間、継続して就業した場合、同期間中の奨学金返還額の4／5または20．16万円のいずれか低い額の1／2を最長7年間出捐いただきます。 ※助成対象者の採用が無い場合は、基金への出捐（企業負担）は不要です